

敷料・堆肥の施用、生産、流通等自粛通知の流れ

		生産局課長通知 (7月15日)	消費・安全局、生産局 連名課長通知 (7月25日)	林野庁木材産業課 長通知(7月26日)	局長通知 (8月1日) (7月25日通知廃止)	林野庁木材産業課長 通知(8月2日)	
対象都道府県		11都県 (岩手、宮城、福島、 茨城、群馬、栃木、 千葉、埼玉、東京、 神奈川、静岡)	17都県 (+青森、秋田、山形、 山梨、新潟、長野)	17都県	全都道府県	11都県 (岩手、宮城、福島、 茨城、群馬、栃木、 千葉、埼玉、東京、 神奈川、静岡)	6県 (青森、秋田、山形、 山梨、新潟、長野)
敷料(パーク)	生産者			譲渡自粛		譲渡自粛解除	譲渡自粛解除
	利用者	利用しない旨の通知	利用しない旨の通知			利用しない旨の指導 維持	
堆肥原料(パーク)	生産者			譲渡自粛		譲渡自粛解除	譲渡自粛解除
	利用者				譲渡自粛解除		
パーク堆肥 (生産者)			生産、譲渡自粛	生産、譲渡自粛	暫定許容量の確認 (400ベクレル以下は 生産、譲渡自粛の解 除)	生産・譲渡自粛解除	生産・譲渡自粛解除